



追加 計画策定の趣旨等 (第1章)

策定の趣旨

- ・日本では、まだ食べることができる食品が日常的に廃棄され、大量の食品ロスが発生。
- ・世界では飢えや栄養不良で苦しむ多くの人々が存在し、真摯に取り組むべき課題。
- ・SDGsでは、食品ロスの減少を重要な柱として位置づけており、国際的にも重要な課題。
- ・食品ロス削減は、CO₂排出量の削減につながり、気候変動の抑制効果も期待。
- ・令和元年に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が制定され、削減の機運が高まる。
- ・これまでの取組を活かしつつ、消費者、事業者、関係団体、行政等が一丸となって、食品ロス削減に向けた取組を一層推進するために本計画を策定。

計画の位置付け

- ・食品ロス削減推進法に基づく法定計画(努力義務)。
- ・廃棄物処理計画、消費者基本計画、食育推進計画等との調和を保つ。

計画期間

令和3年度(2021年度)から令和7年度(2025年度)までの5年間
(社会経済や状況の変化等に応じて、必要な見直しを行う。)

食品ロスの現状と課題 (第2章)

食品ロスの現状(平成29年度推計)

全国の食品ロス発生量 年間約 612万t (家庭系 284万t、事業系 328万t)
【滋賀県】○家庭系食品ロスの発生量 年間約 2.8万トン【処理費用約17.5億円】
県民1人あたり年間 約 19kg < 国民1人あたり年間 約 22kg >
○事業系食品ロスの発生量 年間約 1.3万トン(多量発生事業者)

県民の意識の状況

- ・県民の約81%が食品ロスの問題を認知しているものの、「よく知っている」と回答した人は約26%に留まっており、更なる知識や意識の向上と実態把握が必要。
- ・具体的な取組や先進的な取組の情報提供により、削減の実践取組を促す必要あり。
- ・フードバンク活動の認知度は約41%に留まっており、理解と協力を促す必要あり。

未利用食品の活用についての現状

- ・新型コロナウイルス感染拡大防止により発生した学校給食の未利用食品を集め、生活支援を必要とする方へ配布する活動が各地域において行われた。
- ・こうした貴重な経験を活かし、活動に関係した方の意見を聴きながら、未利用食品が有効活用される仕組みづくりについての検討が必要。

求められる役割と行動 (第4章)

- ・県民一人一人が食品ロスの問題を「我が事」として捉え、「行動」に移すことが必要。
- ・消費者、事業者、マスコミ・消費者団体・NPO等、県、市町が、それぞれに「求められる役割と行動」を実践するとともに、各主体が連携し、食品ロス削減の取組を推進。

計画の理念と基本目標 (第3章)

計画の理念 **「三方よしと県民総参加でフードエコ」**
「売り手よし!」「買い手よし!」「環境よし!」の「三方よし」の精神のもと、県民総参加で「食品(フード)」の「環境保護への取組(エコ)」を実践

計画の目標 食品ロス量を半減させるSDGsの達成に向け、多様な主体が連携協力し取り組む

施策の方向性と基本的施策 (第3章、第4章)

1 知識や意識の向上と具体的な行動の実践

教育および学習の振興、普及啓発等	①三方よしフードエコ推奨店制度の周知・登録店舗の拡大 ②効果的な普及啓発の実施 ・企業等と連携した啓発の推進 ・「三方よし!!でフードエコ・プロジェクト」の推進 ・出前講座の開催、3010運動の推進 等 ③消費者教育との連携(エンカル消費の普及啓発) ④健康推進員等食育ボランティアとの連携 ⑤学校教育等を通じた取組の推進(食育)
------------------	--



計画推進に向けた指標
(第5章)

家庭系食品ロスの年間発生量

事業系食品ロスの年間発生量

食品ロスの問題の認知度

食品ロス削減の取組を実践している消費者の割合

食品ロス削減の取組を実践している事業者の割合

フードバンクについての認知度

食品関連事業者等の取組に対する支援

- ①削減取組事例等の共有、周知
- ②事業活動における食品ロスの未然防止等の促進
・6次産業化の推進(規格外農畜水産物の活用)
・県産農畜水産物等の販売・購入の推進(地産地消)
・HACCPに沿った衛生管理の指導(規格外品等の削減)
・店舗の取組を支援(食べ切り、売り切りの促進)

表彰の実施

食品ロス削減の先進的な取組を表彰

先進的な取組の情報収集および提供

先進的な取組や優良事例をホームページ等を通じて発信

2 食品ロス発生量等の実態把握

実態調査等の推進	①食品ロスの見える化 ②食品ロスの発生量の実態調査 ③県民等の意識や取組の調査
----------	---

3 未利用食品を有効活用する仕組みづくり

未利用食品を提供するための活動の支援等	①フードドライブの推進 ②災害救助物資(食料)の有効活用 ③関係者相互の連携の促進
---------------------	---

計画の推進体制および進行管理 (第5章)

推進体制	「滋賀県プラスチックごみ・食品ロス削減推進連携会議」での部局横断的な連携。「滋賀県買い物ごみ・食品ロス削減推進協議会」での連携協力、取組の推進。
進行管理	継続的に点検、進捗確認を行い、環境審議会に報告。必要に応じて施策を見直し。